

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年2月9日
事業者の氏名又は名称	土佐市観光有限会社(法人番号6490002009654) (代表者 笹岡希吉)
事業者の所在地	高知県土佐市高岡町乙2670番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県土佐市高岡町乙2670番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
主な違反の条項	道路運送法(以下「法」)第16条第1項(法第15条の3第1項、第2項準用)、法第27条第3項、法第95条
違反行為の概要	<p>令和7年7月4日に高岡営業所停留所発高知リハビリ専門職大学行きの乗合バスの運行において、始発停留所とは異なる高岡高校通停留所から運行を開始したとの報告を受け、令和7年8月21日に監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業計画(運行計画)に定めるところに従い、その業務を行っていなかったこと(道路運送法第16条第1項) (2)従業員に対し、誠実に職務を遂行するように指導監督することが効果的かつ適切に行われていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第2条第3項) (3)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (5)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (6)行き先及び運行系統を車体に表示していなかったこと(道路運送法第95条)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年2月18日
事業者の氏名又は名称	四国高速バス株式会社(法人番号5470001001821) (代表者 宮成志津江)
事業者の所在地	香川県高松市郷東町字東新開176番地
営業所の名称	高松営業所
営業所の所在地	香川県高松市郷東町字東新開176番地
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和8年2月4日に、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)</p> <p>(2)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第1項、第4項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。